

# ひょうご青少年社会貢献活動認定制度実施要綱

## (目的)

第1条 公益財団法人兵庫県青少年本部（以下「青少年本部」という。）が認定した、ひょうご青少年社会貢献事業（以下「社会貢献事業」という。）に参加し、所定の課程を修了した青少年の活動実績を公的に認定することにより、「社会の担い手」としての意識の高い青少年の育成を図るとともに、社会貢献事業に参加した青少年が、企業や地域社会の中で活躍することによる社会の健全な発展を目指すこと及び青少年団体等の充実・活性化を図ることを目的とする。

## (承認基準)

第2条 社会貢献事業の承認基準は次の要件を満たすこととする。

- (1) 社会福祉の増進に寄与し、社会貢献を実体験できるものであること
- (2) 青少年の人格形成に役立つものであること
- (3) 一定の事業期間（6か月以上）があり、一過性でないこと
- (4) 参加する青少年に責任のある役割が与えられ、主体的に参加できること
- (5) 青少年の活動状況等に対する評価が可能であること

## (類型)

第3条 社会貢献事業の類型は次のとおりとする。

- (1) 継続・反復型  
年間を通して様々なメニューを継続的に行う活動、又は同じメニューを反復して行う事業で、原則1年以上の期間で、かつ参加者に原則毎月2回以上の参加機会が設定されている事業。
- (2) イベント型  
企画・実施・評価の一連の過程を含む事業で、原則6か月以上の期間で、かつ参加者に平均月2回以上の参加機会が設定されている事業。

## (参加対象者の範囲)

第4条 社会貢献事業の参加対象者の範囲は、県内在学又は在住の高校生から概ね30歳代までとする。

## (実施主体)

第5条 社会貢献事業の実施主体は次の要件を満たす団体とする。

- (1) 原則として、法人格又は総会の運営や多数決が行われるなど権利能力なき社団の要件を備えていること。
- (2) 県内に主たる事務所を有すること。
- (3) 適切な会計処理が行われていること。
- (4) 団体発足後3年以上の活動実績を有すること。
- (5) 政治的若しくは宗教的活動を行う団体又は営利団体又は暴力団その他の反社会的活動を行う団体でないこと。
- (6) 青少年の健全育成を目的とした団体であり、人材を育成する体制があること。

## (事業計画書等の提出)

第6条 社会貢献事業の実施主体は、ひょうご青少年社会貢献事業計画書兼承認申請書（様式第1号）（以下「事業計画書等」という。）を公益財団法人兵庫県青少年本部理事長（以下「青少年本部理事長」という。）へ提出する。

## (社会貢献事業の承認)

第7条 青少年本部理事長は、前条の事業計画書等を審査し、社会貢献事業として承認した場合には、ひょうご青少年社会貢献事業承認通知（様式第2号）により当該事業の実施主体に通知するものとする。

2 青少年本部理事長は、前項により社会貢献事業を承認する場合は、ひょうご青少年社会貢献活動

認定制度推進委員会（以下「推進委員会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りではない。

3 青少年本部理事長は、前項ただし書きの規定により推進委員会の意見を聴かないで承認したときは、次の推進委員会に報告しなければならない。

（参加前後の面接・評価）

第8条 社会貢献事業の実施主体は、参加する青少年に対して、次のとおりひょうご青少年社会貢献事業自己能力評価シート（以下「自己能力評価シート」という。）（様式第3号）により面接・評価を行う。

- (1) 参加する青少年は、社会貢献事業への参加前及び参加後に、自己能力評価シートにより自己評価を行う。
- (2) 社会貢献事業の実施主体は、青少年社会貢献事業の修了後、自己能力評価シートにより、参加した青少年に対する面接・評価を行う。

（自己能力評価シートの評価項目）

第9条 社会貢献事業の実施主体が行う自己能力評価シートの評価項目は原則、次のとおりとする。

- (1) 社会人としての基本的態度
  - (2) 社会適応能力
  - (3) 社会貢献意欲
  - (4) コミュニケーション能力
  - (5) 情報収集・活用能力
  - (6) 計画能力
  - (7) 課題解決能力
- 2 青少年の活動能力、実績等について特記すべき事項があれば、自己能力評価シートの総評・コメント欄に付記する。

（自己能力評価シートの交付）

第10条 社会貢献事業の実施主体は、参加する青少年に対して、自己能力評価シートにより面接・評価を実施した場合は、自己能力評価シートを参加する青少年に交付する。

（修了基準）

第11条 社会貢献事業に参加した青少年の修了基準は次のとおりとする。

- (1) 全参加機会の8割以上参加すること。
- (2) イベント型においては、企画・実施・評価の全ての過程に参加すること。
- (3) 参加者としてふさわしくない態度や当該認定制度の趣旨に沿わない行為等があった場合には、修了を認めないことがある。

（修了報告）

第12条 社会貢献事業の実施主体は、当該社会貢献事業が終了した場合には、ひょうご青少年社会貢献事業修了者報告書（様式第4号）に自己能力評価シートを添付のうえ、青少年本部理事長に報告する。

（修了認定証の交付）

第13条 青少年本部理事長は、前条に基づき、修了基準を満たした青少年には、ひょうご青少年社会貢献事業修了認定証（様式第5号）を交付し、参加した子ども（中学生以下）には参加証を交付する。

（参画企業等）

第14条 ひょうご青少年社会貢献活動認定制度（以下「認定制度」という。）の趣旨に賛同し、制度に参画する企業等は、ひょうご青少年社会貢献活動認定制度登録申込書（様式第6号）を青少年本部理事長に提出する。

(参画企業の制度の活用)

第15条 青少年本部は、前条により登録のあった企業等（以下「登録企業等」という。）の承諾を得て、青少年本部のホームページ等に登録企業等の名称を掲載する。

2 登録企業等は、以下のとおり当該認定制度の活用を図る。

- (1) 登録企業等のホームページに、認定制度への参画を掲示する。
- (2) 登録企業等の広報刊行物等に、認定制度への参画を掲載する。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、認定制度の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。